一般社団法人島根大田青年会議所情報公開規程

第１章　目的

第１条　本規程は、一般社団法人島根大田青年会議所における情報の透明性及び説明責任（アカウンタビリティ）の重要性に鑑み、情報を公開するに際して、その内容の取り扱いに関する事項及び会員及び関係者の個人情報の保護に関する事項を規程する。

第２章　定義

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

（１）　ホームページとは一般社団法人島根大田青年会議所が定めるサーバー内にある一般社団法人島根大田青年会議所のホームページをいう。

（２）　個人情報とは会員及び関係者の住所・電話番号・生年月日等の個人に関する情報をいう。ただし、公的立場にある者の肩書きとともに用いる氏名は除く。

（３）　会員とは一般社団法人島根大田青年会議所定款第７条に定める会員をいう。

第３章　情報公開の対象

第３条　情報の公開にあたり、一般社団法人島根大田青年会議所の有する既往５年間の全ての公式文書をその対象とする。第４条　事務局は事業年毎に次の分類に従い文書等を整理保存しなければならない。

２．　全ての文書とは定款・役員名簿・会員名簿・事業計画書・収支予算書・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録を基本とし、その他会議上程資料、議事録等をいう。

第４条　一般社団法人島根大田青年会議所並びに各委員会は、情報公開に速やかに対応できるよう、全ての公式文書を整理保管しなければならない。

第５条　個人情報は原則として公開しない。ただし、専務理事が必要と判断した場合においては本人の同意を前提として公開することができる。

第４章　情報の公開方法

第６条　情報の公開は、原則として一般社団法人島根大田青年会議所のホームページ上で行うものとする。

２．　ホームページ上に公開している情報以外の情報に関しては第１４条に定める開示請求があった場合は、印刷文書又は複写資料により公開することができる。

３．　本条は第１項の定めにかかわらず、第７条に定める情報については、その他の広報媒体を通じて公開することができる。

第７条　第３条の情報以外に一般社団法人島根大田青年会議所並びに各委員会は必要に応じて、ホームページ上、又はその他の広報媒体を通じ、以下の情報を公開することができる。尚、公開に当たっては一般社団法人島根大田青年会議所の品格・立場を辱めないよう考慮し、又、構成員及び関係者の個人情報の保護に留意することとする。

（１）　広く一般に対し、一般社団法人島根大田青年会議所の運動及び活動を浸透させるために発信す

る情報。

（２）　会員及び構成員に対しその青年会議所運動の援助をするために発信する情報

（３）　会員及び構成員相互の情報交換のために発信する情報及びその情報交換のための場の提供

第８条　情報の公開にあたっては情報開示を担当する委員会は専務理事の承認を得なければならない。削除・修正・追加についても同様とする。

第９条　一般社団法人島根大田青年会議所のホームページに掲載された情報の著作権は、すべて一般社団法人島根大田青年会議所に属する。

第５章　責任者及び責任範囲

第１０条　専務理事は一般社団法人島根大田青年会議所の情報公開に際し、一般社団法人島根大田青年会議所の定めるサーバー内にある一般社団法人島根大田青年会議所のホームページに公開された全ての情報及び情報開示請求にともなって公開された全ての情報について責任を負う。

２．　理事会はこの規程に定めるものの他、情報公開に関する定めを規程する必要が生じた場合、別途、規程・細則・ガイドライン等を定めることができる。

第１１条　情報開示の適正運営を図るために、専務理事を情報公開責任者とする。

第１２条　情報開示を担当する委員会は会員の意見を採り入れながらホームページ上での情報公開の指揮を執るとともに、情報の開示請求があった場合、専務理事の承認の下、速やかに情報を開示しなければならない。

第１３条　ホームページ上にすでに公開されている情報について、会員並びに関係者から修正・削除要求が出された場合、専務理事の承認の下、情報開示を担当する委員会は要求の部分を修正・削除しなければならない。

第６章　情報開示請求

第１４条　情報開示を担当する委員会は国内外問わず、全ての人格からの情報開示請求に対し、速やかにその求めに応じなければならない。

第１５条　情報開示請求窓口は、原則として一般社団法人島根大田青年会議所事務局とする。

第１６条　専務理事は、情報開示の請求があった場合、その情報が会員又は関係者のプライバシーを侵害する恐れがある場合、理由を明示してその情報の全部又は一部を非開示とすることができる。

第１７条　専務理事は、情報開示請求に関し、郵送料・複写料等の費用が生じた場合情報開示請求者に対しその費用を請求することができる。

第７章　法令遵守

第１８条　一般社団法人島根大田青年会議所は個人情報の保護に関する法令に従ってプライバシーポリシーを定め個人情報の適正な取扱いをしなければならない。

第１９条　著作権法に基づき、他の書物より引用する場合の出典方法についてのガイドライン定める。

附則

本規程は平成２６年７月１８日より施行する。